

1	特別職の報酬・給料等	1
2	名誉市民	4
3	市民栄誉賞	4
4	公共施設における国旗・市旗の掲揚	5
5	行政不服審査法に基づく審査請求手続事務	5
6	公文書館	5
7	コンプライアンスの推進	6
8	情報公開制度	7
9	個人情報保護制度	7
10	情報公開・個人情報保護審査会	8
11	行政機構	10
12	人 事	13
13	職員厚生	16
14	行政改革	17
15	防 災	20
16	国民保護計画	25
17	危機管理指針・緊急事態等対処計画	25
18	情報政策	25
19	統 計	29
20	マイナポイント事業	29

1 特別職の報酬・給料等

(各年度4. 1現在 単位:円)

区分	年度	2	3	4	5	6
議 長		727,000	727,000	727,000	727,000	727,000
副 議 長		647,000	647,000	647,000	647,000	647,000
議 員		608,000	608,000	608,000	608,000	608,000
市 長		1,110,000	1,110,000	1,110,000	1,110,000	1,110,000
副 市 長		897,000	897,000	897,000	897,000	897,000
病 院 事 業 管 理 者		897,000	897,000	897,000	897,000	897,000
教 育 長		731,000	731,000	731,000	731,000	731,000
固定資産評価審査委員会委員長 又は審査長の職務を行う委員	日額	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
固定資産評価審査委員会委員	日額	8,600	8,600	8,600	8,600	8,600
教 育 委 員 会 委 員	日額	16,400	16,400	16,400	16,400	16,400
監 査 委 員 (議選)	日額	16,400	16,400	16,400	16,400	16,400
〃 (識見)		141,900	141,900	141,900	141,900	141,900
〃 (常勤)		413,000	413,000	413,000	413,000	413,000
公 平 委 員 会 委 員 長	日額	19,700	19,700	19,700	19,700	19,700
〃 委 員	日額	16,400	16,400	16,400	16,400	16,400
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	日額	19,700	19,700	19,700	19,700	19,700
〃 委 員	日額	16,400	16,400	16,400	16,400	16,400
農 業 委 員 会 会 長		57,500	57,500	57,500	57,500	57,500
〃 会 長 職 務 代 理 者		44,900	44,900	44,900	44,900	44,900
〃 委 員		40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員		35,000	35,000	35,000	35,000	35,000
固 定 資 産 評 価 員	日額	19,700	19,700	19,700	19,700	19,700
地 域 審 議 会 会 長 (※1)	日額	9,500	—	—	—	—
〃 副 会 長 (※1)	日額	8,600	—	—	—	—
〃 委 員 (※1)	日額	8,600	—	—	—	—
自 治 推 進 審 議 会 委 員	日額	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
総 合 計 画 審 議 会 委 員	日額	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
安 全 で 安 心 な ま ち づ くり 推 進 協 議 会 委 員	日額	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
空 家 等 対 策 協 議 会 委 員	日額	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500

区分	年度	2	3	4	5	6
交通安全対策会議委員・特別委員		日額 6,500				
総合都市交通計画推進協議会委員		日額 6,500				
議員報酬、市長及び副市長の給料等審議会委員		日額 6,500				
表彰審査委員会委員		日額 6,500				
行政不服審査会委員		日額 16,400				
公文書等管理審議会委員		日額 6,500				
情報公開・個人情報保護審査会委員		日額 6,500				
個人情報保護審議会委員(※2)		日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	—	—
公務災害補償等認定委員会委員		日額 6,500				
公務災害補償等審査会委員		日額 6,500				
公正職務審査会委員		日額 6,500				
退職手当審査会委員		日額 6,500				
防災会議委員・専門委員		日額 6,500				
国民保護協議会委員・専門委員		日額 6,500				
入札監視委員会委員		日額 6,500				
公の施設指定管理者選定委員会委員		日額 6,500				
社会福祉審議会委員・臨時委員		日額 6,500				
民生委員推薦会委員		日額 6,500				
社会福祉施設整備等審査会委員		日額 6,500				
介護認定審査会委員		日額 18,000				
国民健康保険運営協議会委員		日額 6,500				
障害支援区分等審査会委員		日額 19,600				
老人ホーム入所所判定委員会委員		日額 6,500				
子ども・子育て支援会議委員・臨時委員		日額 6,500				
いじめ問題再調査委員会委員(※3)		—	日額 16,400	日額 16,400	日額 16,400	日額 16,400
こども未来館運営協議会委員		日額 6,500				
感染症診査協議会委員		日額 6,500				
予防接種健康被害調査委員会・臨時委員		日額 6,500				
小児慢性特定疾病審査会委員		日額 6,500				
環境審議会委員・特別委員		日額 6,500				

区分 \ 年度	2	3	4	5	6
廃棄物減量等推進審議会委員	日額 6,500				
産業廃棄物審議会委員	日額 6,500				
創造都市推進審議会委員	日額 6,500				
中小企業振興審議会委員	日額 6,500				
中小企業勤労者福祉共済事業 運営審議会委員	日額 6,500				
伝統的ものづくり 振興審議会委員	日額 6,500				
創造支援センター使用 審査委員会委員	日額 6,500				
農業基本対策審議会委員・専門委員	日額 6,500				
分収造林審議会委員	日額 6,500				
中央卸売市場開設運営協議会委員	日額 6,500				
公設花き地方卸売 市場取引委員会委員	日額 6,500				
塩江温泉水審議会委員	日額 6,500				
国際交流推進協議会委員	日額 6,500				
文化芸術振興審議会委員	日額 6,500				
文化奨励賞選考審議会委員	日額 6,500				
スポーツ推進審議会委員	日額 6,500				
スポーツ推進委員	日額 6,500				
美術館協議会委員	日額 6,500				
美術品等収集審査会委員	日額 6,500				
都市計画審議会委員・ 臨時委員・専門委員	日額 6,500				
住居表示審議会委員	日額 6,500				
美しいまちづくり審議会委員	日額 6,500				
景観審議会委員・臨時委員	日額 6,500				
土地区画整理審議会委員	日額 6,500				
土地区画整理事業評価員	日額 6,500				
生活道路整備審議会委員	日額 6,500				
放置自動車廃物判定委員会委員	日額 6,500				
自転車等駐車対策協議会委員	日額 6,500				
開発審査会委員	日額 6,500				
建築審査会委員	日額 6,500				
玉藻公園管理委員会委員	日額 6,500				

区分	年度	2	3	4	5	6
小中学校校区審議会委員		日額 6,500				
奨学生等選考委員会委員		日額 6,500				
学校運営協議会委員（※4）		—	—	—	日額 3,000	日額 3,000
教育支援委員会委員		日額 10,500				
いじめ問題調査委員会委員		日額 16,400				
学校結核対策審議会委員		日額 6,500				
社会教育委員		日額 6,500				
少年育成センター運営協議会委員		日額 6,500				
生涯学習センター等運営協議会委員		日額 6,500				
文化財保護審議会委員		日額 6,500				
歴史資料館等協議会委員		日額 6,500				
歴史資料館等資料収集審査会委員		日額 6,500				
図書館協議会委員		日額 6,500				
議会史編さん委員会委員・専門委員		日額 6,500				
選挙長	選挙管理委員会委員長が市長と協議して定める額	選挙管理委員会委員長が市長と協議して定める額	選挙管理委員会委員長が市長と協議して定める額	選挙管理委員会委員長が市長と協議して定める額	選挙管理委員会委員長が市長と協議して定める額	選挙管理委員会委員長が市長と協議して定める額
投票・開票管理者						
投票・開票・選挙立会人						

※1 令和3年3月31日廃止

※2 令和5年3月31日廃止

※3 令和2年12月25日から設置

※4 令和5年4月1日から設置

※5 特記のないものは月額である。

2 名誉市民

高松市民または高松市に縁故の深い者で、広く社会の進展、学術文化の興隆に貢献し、その功績が卓絶しており、郷土の誇りとして市民から尊敬されている者に対し高松市名誉市民の称号を贈り、顕彰する。

國 東 照 太 昭和45年11月6日贈呈

協 信 男 平成9年2月17日贈呈

3 市民栄誉賞

高松市民または高松市にゆかり縁の深い個人または団体で、郷土の誇りとなり、または市のイメージアップに貢献し、広く市民に敬愛されるものを表彰し、その栄誉をたたえる。

中 西 太 平成12年11月15日贈呈

宇 山 賢 令和3年10月14日贈呈

4 公共施設における国旗・市旗の掲揚

本市の公共施設における国旗及び市旗の取扱いについては、各施設ごとに対応することとしていたが、平成11年の「国旗及び国歌に関する法律」の制定を契機に、取扱いを統一するための基準の必要性が高まったことから、「高松市国旗及び市旗の取扱基準」を策定し、14年8月1日から、旗ざおを有する施設において、国旗または国旗及び市旗の掲揚を実施した。また、これに併せ、市旗の制式を定め、色や市章の位置などを取り決めた。

さらに、取扱いを明確にするため同基準を見直し、21年11月1日からは開庁日及び祝日の午前8時30分から午後5時までの間、原則として、雨天・強風時等を除き、掲揚することとした。

5 行政不服審査法に基づく審査請求手続事務

地方公共団体等の行った処分等に対する不服申立制度についての一般法である行政不服審査法が全部改正となり、平成28年4月1日に施行された。このことに伴い、改正行政不服審査法に基づき出された審査請求の受付、審理員の指名、第三者機関である高松市行政不服審査会への諮問及び審査請求に対する裁決等を行い、行政の適正な運営の確保を図る。

令和5年度実績

審査請求の受付件数 0件

行政不服審査会の開催 1回

6 公文書館

高松市公文書館は公文書館法（昭和62年法律第115号）、高松市公文書館条例（平成25年条例第3号）に基づき設置したもので、歴史資料として重要な公文書等を収集・整理・保存し、市民の閲覧等の利用に供し、学術及び文化の発展に役立てることを目的とする施設である。

(1) 施設の概要

ア 所在地 高松市国分寺町新居1298番地（国分寺総合センター2階）

イ 開館年月日 平成27年3月26日

ウ 延床面積 約900㎡

エ 内容 書架（総延長 約1.8km）・閲覧スペース・作業室・書庫・事務室等

(2) 事業概要（令和5年度）

ア 入館者数 807人

イ 公文書等の利用請求件数 27件

ウ 広報及び利用促進事業

企画展

テーマ	「IT'S A ARCHIVE WORLD! ～ 資料でめぐる高松市の五つの時代 ～」	
開催期間	令和5年7月3日～8月31日	令和6年1月10日～1月28日
開催場所	公文書館開館（閲覧スペース）	高松市中央図書館 1階エントランスホール及び 2階展示スペース

エ 研修

公文書管理制度の周知を図るため、職員を対象とした文書事務研修を実施した。

オ 公文書等の収集、整理、保存及び利用

各実施機関が保管している保存期間満了の年度を迎えた文書及び現在も主管課現用文書として保管されたままとなっていた旧香南町現用文書について整理作業を行い、歴史公文書等を選別し、公文書館に収集・保存した。

収蔵資料内訳

(5年度末)

特定歴史公文書等の内訳	システム登載件数
旧牟礼町	8,846
旧国分寺町	34,871
旧香川町	24,574
旧香南町	16,088
旧塩江町	24,037
旧庵治町	13,023
高松市	82,761
附属機関・類似機関・委員会等議事資料等	3,801
企画展資料	38
寄贈資料	1,393
行政資料	17,242
計	226,674

7 コンプライアンスの推進

相次ぐ職員の不祥事の発生を受け、平成23年6月に、全課において、不祥事が想定される要因を整理し、その発生防止に向けた課題の抽出と、課題ごとの目標設定や行動計画を定めた「不祥事撲滅推進プログラム」を作成するとともに、職場ごとにヒヤリハット事例などについて協議する「リスクマネジメント会議」を設置した。

また、24年12月に、「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」を制定したほか、25年11月に、不祥事の発生防止に重要な役割を果たす管理職に対し、その心構えや危機管理対応、コスト意識、メンタルヘルス対策などの留意すべき事項をまとめた「所属長のための必携マニュアル」を作成・配付した。

26年8月には、若手職員により構成される「高松市コンプライアンス推進チーム」を設置し、同チームが全職員を対象として実施したアンケート調査の結果などを踏まえ、同年11月、職員のコンプライアンス推進の取組の指針として、30の施策からなる「コンプライアンス推進施策」を策定した。

また、コンプライアンス推進のための専任組織として、27年4月に、総務局内にコンプライアンス推進課を設置するとともに、同課に弁護士資格を有する職員を配置した。

「コンプライアンス推進施策」については、先進市等の取組事例や同年10月に実施した「コンプライアンスアンケート」の結果等も踏まえて内容を見直し、28年3月に、28年度を始期とする「新コンプライアンス推進施策」を策定した。

さらに、29年2月の一部改訂を経て、令和2年3月、各職場における「リスクマネジメント会議」など現行の取組を充実・発展させるとともに、新たに3つの重点取組目標を設定し、職員が効果的かつ主体的に取

り組むことができるよう見直しを行い、「高松市職員のためのコンプライアンス推進施策」としてリニューアルを図り、これに基づき、各種の取組を実施する中で、その効果等を検証しながら、全庁を挙げてコンプライアンスの推進に努めることとしている。

8 情報公開制度

(1) 情報公開制度の検討経過

市の保有する公文書を市民からの請求に基づき公開することにより、市政に対する理解と信頼を深めるなど、市と市民が一体となった「より開かれた市政」の実現を目指して、昭和61年4月に「高松市公文書の公開に関する条例」が公布され、同年10月からの施行により、公文書公開制度がスタートした。

その後、国において「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」が平成11年5月に制定されたことなどを踏まえ、それまで以上に市政の透明性を高め、市民に開かれた市政をより一層推進するため、12年に公文書公開制度の見直しを行った。また、請求権者の範囲や対象となる文書の範囲を拡大するなど、より公開度を高め、13年4月から新しい情報公開制度をスタートさせた。その後においては、20年4月に情報公開室を設置し、電子申請による情報公開請求の運用を開始するなど、情報公開の推進に努めている。また、27年4月に情報公開室を廃止するとともに、新たに設置したコンプライアンス推進課において情報公開制度及び個人情報保護制度を所掌することとした。

(2) 公開請求件数及び処理状況

(単位：件)

年度	請求件数	決定種別 総数	決定種別					
			公開	一部公開	非公開	不存在	存否応答 拒否	却下
元	1,766 (29)	1,862 [5,944]	1,024 [1,480]	766 [4,418]	14 [46]	55	3	0
2	1,842 (28)	1,973 [5,528]	1,092 [2,078]	809 [3,244]	20 [206]	51	1	0
3	2,044 (32)	2,160 [5,390]	1,194 [2,064]	857 [2,656]	62 [670]	47	0	0
4	2,075 (27)	2,204 [5,215]	1,302 [1,985]	836 [2,582]	45 [648]	20	1	0
5	2,289 (39)	2,449 [5,131]	1,437 [2,137]	932 [2,545]	41 [449]	38	1	0

※ 請求件数欄の（ ）内の数字は、請求件数のうち、取下げがあった件数

[]内の数字は、対象行政文書数

9 個人情報保護制度

(1) 個人情報保護制度の検討経過

個人情報の保護の重要性に鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、必要な事項及び個人情報に関する権利等を定めることにより、個人の権利利益の保護を図り、公正で民主的な市政の推進に資するため、平成11年3月に「高松市個人情報保護条例」を施行した。

令和5年4月に、地方公共団体の個人情報保護制度について、「個人情報の保護に関する法律」に規定する全国的な共通ルールが適用される等の法改正に伴い、「高松市個人情報保護条例」を廃止するとともに、法律の施行に必要な事項等を定める、「高松市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定し、引き続き、個人情報の適正な取扱いと個人の権利利益の保護に取り組んでいる。

(2) 開示請求の件数及び処理状況

(単位：件)

年度	請求件数	決定種別総数	決定種別				
			開示	一部開示	不開示	不存在	却下
元	145(1)	179	56	101	4	18	0
2	153(3)	184	81	83	7	13	0
3	168(2)	194	79	97	14	4	0
4	210(5)	233	96	107	24	6	0
5	161(2)	189	59	104	12	14	0

※ 請求件数欄の（ ）内の数字は、請求件数のうち取り下げがあった件数

(3) 訂正請求及び利用停止請求件数の状況

令和元年度～5年度 0件

(4) 個人情報ファイル簿、条例個人情報ファイル簿の作成、利用及び提供の状況

(5年度)

(単位：件)

実施機関	作成事務数		利用事務数	提供事務数
	個人情報 ファイル簿	条例個人情報 ファイル簿		
市長	174	222	221	97
病院事業管理者	3	3	0	2
消防局長	24	42	0	9
教育委員会	14	12	10	6
監査委員	0	0	0	0
選挙管理委員会	2	2	3	3
農業委員会	1	4	0	2
公平委員会	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	1	0	0
合計	218	286	234	119

※1 個人情報ファイル簿は、個人情報ファイルを保有する事務のうち、対象人数が1,000人以上の事務を対象とし、条例個人情報ファイル簿は、対象人数が1,000人未満の事務を対象として作成したものをいう。

※2 利用事務数は、実施機関内部で利用目的以外の目的のために利用した事務数をいう。

※3 提供事務数は、実施機関以外に利用目的以外の目的のために提供した事務数をいう。

10 情報公開・個人情報保護審査会

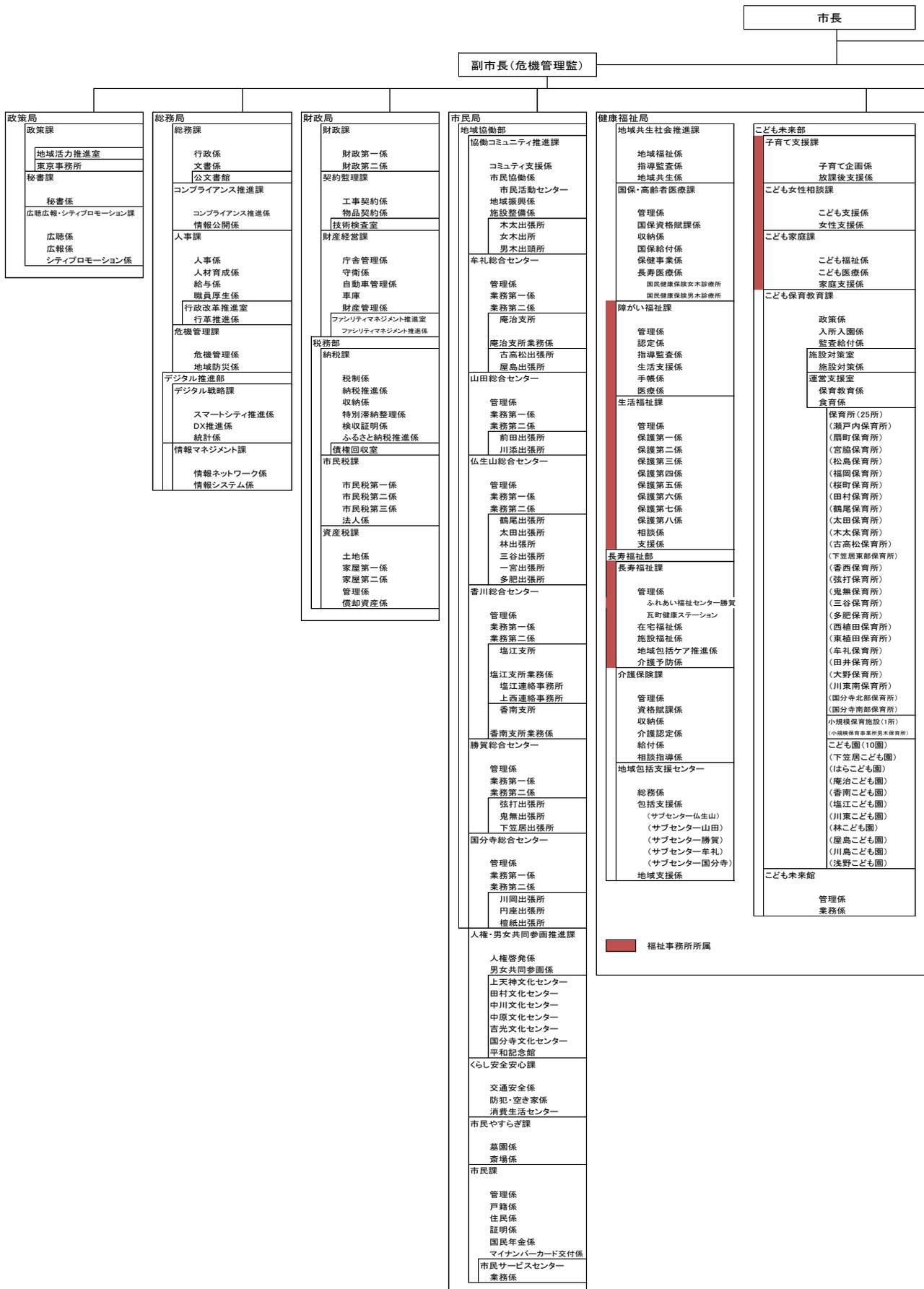
平成30年10月1日に、設置目的が類似する情報公開審査会と個人情報保護審査会を統合し、新たに、情報公開・個人情報保護審査会を設置した。

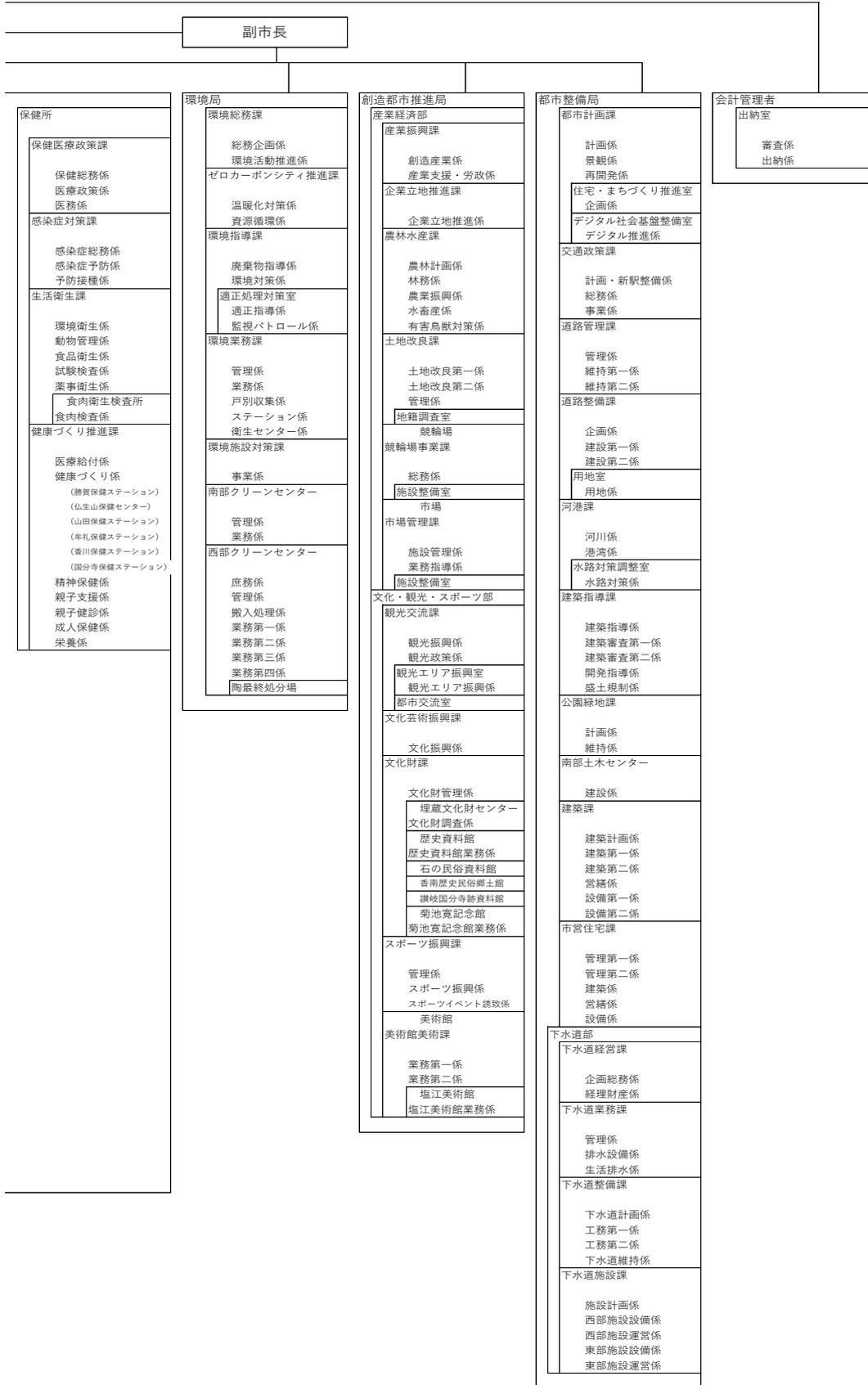
情報公開の請求並びに個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する実施機関の決定について、行政不服審査法に基づく審査請求があった場合に、実施機関からの諮問に応じて、より公正な立場から審査するために設置された第三者機関であり、実施機関はこの審査会の答申を得て、当該審査請求についての決定を行

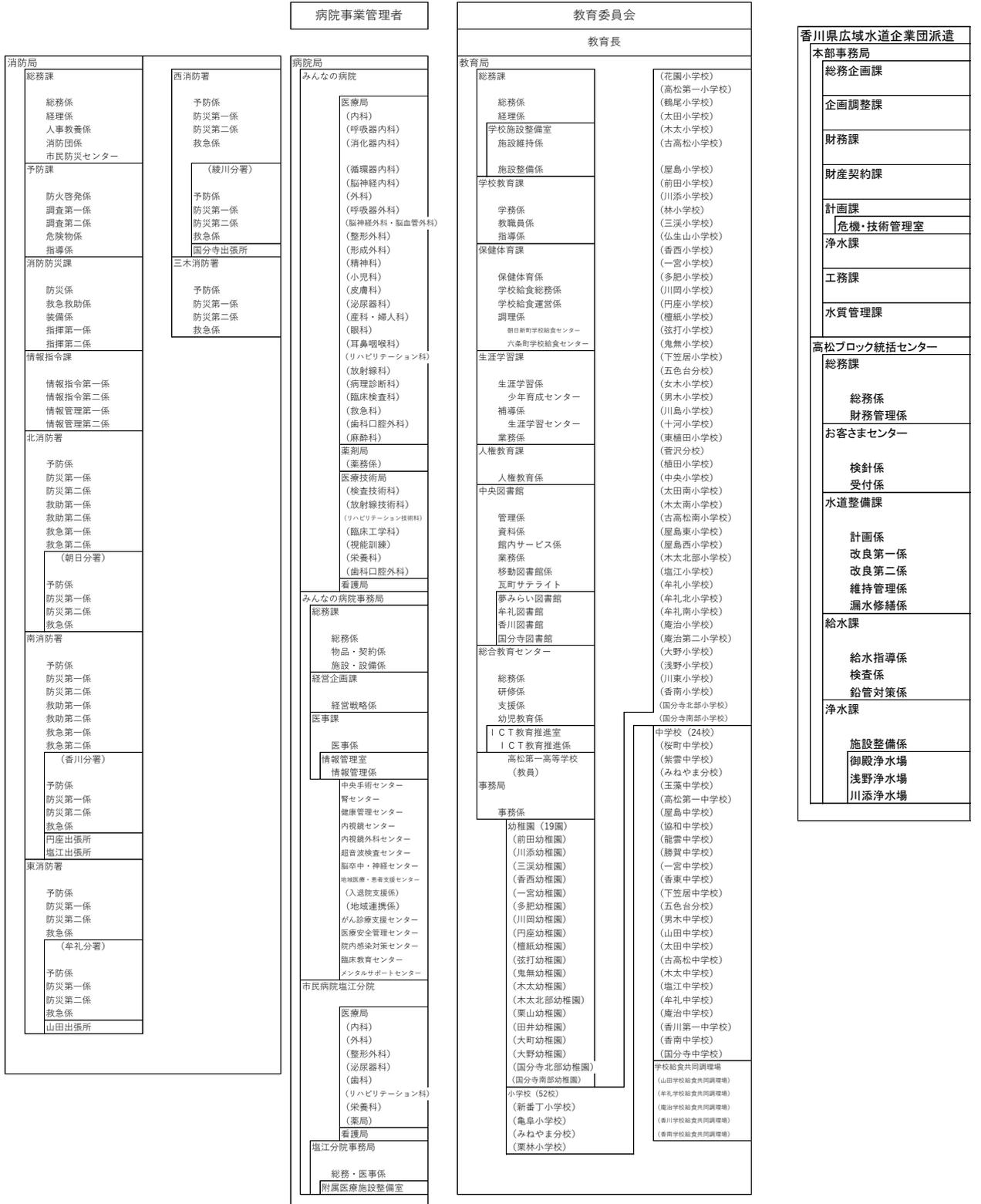
う。

令和5年4月から、個人情報保護制度の見直しにより、個人情報保護審議会を廃止し、これまで同審議会において諮問していた「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に規定する「評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱い」について、審査会において諮問に応じることとしたほか、個人情報の保護に関する法律施行条例第8条の規定に基づく諮問を行うことができるなど、従前の同審議会の機能を審査会に追加した。

11 行政機構（令和6年4月1日現在）







監査委員

選挙管理委員会

農業委員会

市議会

監査委員事務局
 監査課
 監査係

選挙管理委員会事務局
 選挙課
 管理係
 選挙係

農業委員会事務局
 農政課
 農政管理係
 農地係

市議会事務局
 総務調査課
 総務係
 調査係
 議事課
 議事係

公平委員会

12 人 事

(1) 職員の配置状況

(6.4.1 現在 単位：人)

局課名	定数	役付職員					一般職員			教員	合計
		局長級	局次長級	課長級	課長補佐級	係長級	消防・指導主事以外の職員	消防吏員	指導主事		
市長部局	政策局	1(1)	2	2	12(1)	15(5)	6(6)				38(13)
	総務局	1	3(1)	8(1)	8	37(14)	40(17)				97(33)
	財政局	1	3	6	21(2)	54(11)	116(56)				201(69)
	市民局	1	2	5	14(3)	38(11)	94(60)				154(74)
	健康福祉局	2(2)	6(2)	23(11)	90(67)	254(176)	761(619)				1,136(877)
	環境局	1	3	7	16(2)	56(7)	95(9)				178(18)
	創造都市推進局	1	5(1)	13(1)	20(3)	53(13)	100(50)				192(68)
	都市整備局	1	4	16	29(2)	111(14)	150(44)				311(60)
	総合センター・支所・出張所			6	6(1)	46(12)	74(37)				132(50)
	出納室	1		1	1(1)	3(1)	9(9)				15(11)
小計	2,468	10(3)	28(4)	87(13)	217(82)	667(264)	1,445(907)				2,454(1,273)
教育委員会	458	2(1)	2	11	17(3)	83(49)	156(98)		20(9)	60(33)	351(193)
監査委員事務局	10	1		1	1(1)	2	5(2)				10(3)
選管事務局	11		1	1	1	4(1)	3(1)				10(2)
公平委員会	2										
市議会事務局	25	1	1	1	2	5(3)	9(6)				19(9)
農業委員会	18		1		1	5(1)	6(2)				13(3)
消防局	500	1	3	19	31	148(3)		296(10)			498(13)
病院局	543	4	17(6)	25(5)	32(18)	75(41)	297(249)				450(319)
香川県広域水道企業団	—		2(1)	9	14	54(4)	62(12)				141(17)
合計	4,035	19(4)	55(11)	154(18)	316(104)	1,043(366)	1,983(1,277)	296(10)	20(9)	60(33)	3,946(1,832)

※1 () 内女性職員 うち数

※2 臨時的任用職員（一般職員6人）、再任用短時間職員（一般職員76人）を除く。なお、上記表中の人数とは別に、香川県からの派遣職員3人が農林水産課（1人）、道路整備課（1人）、消防局予防課（1人）に、公益的法人等からの派遣職員1人が下水道整備課に、また、任期付短時間医師10人が病院局に配置されている。

(2) 旅 費

(6.4.1現在 単位:円)

区分	日当 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
		甲地方	乙地方	
市長	3,300	14,800	13,300	3,300
副市長	3,000	14,800	13,300	3,000
病院事業管理者	3,000	14,800	13,300	3,000
識見を有する者のうちから 選任された常勤の監査委員	3,000	14,800	13,300	3,000
6級以上の職務にある者 〔6級の職務にある者のうち、市長の 定める者を除く。〕	2,600	13,100	11,800	2,600
5級以下の職務にある者 〔6級の職務にある者のうち、市長の 定める者を含む。〕	2,200	12,000	10,800	2,200

※ 「甲地方」とは市及び東京都の特別区の地域をいい、「乙地方」とはその他の地域をいう。

固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

(3) 給与関係

ア 職種別平均給料等

(6.4.1現在)

区分 職種	職員数 (人)	給料 (円)	扶養 手当 (円)	住居 手当 (円)	通勤 手当 (円)	初任給 調整手当 (円)	地域手当 (円)	合計 (円)	平均 年齢 (歳.月)
一般行政職	1,956	316,269	7,420	6,042	6,171	0	20,095	355,997	41.0
税務職	153	292,154	6,203	6,731	6,409	0	18,168	329,665	37.1
医師 歯科医師職	1	532,300	15,000	0	8,300	292,700	104,528	952,828	49.2
薬剤師 医療技術職	48	343,917	10,385	5,833	5,509	6,458	21,586	393,688	43.9
看護・保健職	112	313,995	4,563	5,152	6,802	0	19,364	349,876	39.6
消防職	498	325,023	16,458	5,199	6,776	0	20,852	374,308	40.3
企業職	539	339,909	7,309	6,114	5,590	20,485	25,937	405,344	42.5
技能労務職	326	337,692	6,917	4,209	5,884	0	20,686	375,388	49.3
高等学校教育職	60	385,955	7,083	8,095	5,481	0	23,769	430,383	46.2
幼稚園教育職	77	319,840	5,448	8,136	5,184	0	20,067	358,675	40.9
その他の教育職	34	410,326	9,074	4,765	5,980	0	26,014	456,159	48.6
企業団派遣職員	141	342,930	11,128	6,131	6,619	0	22,125	388,933	44.11
合計	3,945								
平均		324,658	8,517	5,855	6,149	2,952	21,160	369,291	41.11

イ 役職別平均給料(一般行政職)

(6.4.1現在)

区分	局長	局次長	課長	課長補佐	係長	その他の 職員	合計
職員数 (人)	13	31	83	196	527	1,106	1,956
構成比 (%)	0.7	1.6	4.2	10.0	26.9	56.6	100.0
平均給料月額 (円)	462,038	431,961	411,127	395,777	352,154	273,005	316,269

ウ ラスパイレス指数の推移

年度	元	2	3	4	5
指数	101.0	101.0	100.9	100.7	100.2

エ 期末・勤勉手当

区分	期末手当	勤勉手当	合計
6月	100分の122.5	100分の102.5	100分の225.0
12月	100分の122.5	100分の102.5	100分の225.0
合計	100分の245.0	100分の205.0	100分の450.0

※ 加算措置 給料の月額100分の20以内

(4) 人材育成

平成29年3月に「高松市職員人財育成ビジョン」を改定し、多様化した行政需要に誠意を持って応え、将来を見据えた行政運営ができる職員の育成に総合的に取り組んできたが、第7次高松市総合計画が策定されたことを踏まえ、今年度、本ビジョンの改定を予定している。また、市民を明るく迎えるさわやかな市役所づくりを推進するため、職員一丸となり「さわやかサービス運動」に取り組む。

ア 求められる職員像（個人に求められる資質）

- (ア) 高松への愛着心を持っていること（高松を愛する心）
- (イ) 健康であること
- (ウ) コミュニケーション能力を持っていること
- (エ) これまでの経験（仕事、人生）を生かし、職務を全うすること
- (オ) コンプライアンス意識を持ち、公務員としての素養を兼ね備えていること

イ 求められる組織像

- (ア) 職員の能力を最大限に発揮できる職場環境整備
- (イ) 職員が主体的に学ぶことができる研修体系の整備
- (ウ) 職員の成長と組織の成果に貢献できる人事制度の整備
- (エ) 職員をサポートする制度のさらなる充実

ウ 令和6年度職員研修体系

(ア) 自主研修

時代の動向と市政や職務について、常に問題意識・目的意識を持って自分の能力を開発していく意欲を持ち続ける自己啓発が研修の基本であることから、職員が自ら必要を感じて自発的・主体的に行う自主研修を積極的に支援する。

(イ) 職場内研修

職務上の専門的・実務的な知識・技能・態度等の修得については、各職場で上司や先輩職員から、実際の仕事を通じて指導・助言を得る職場内研修が効果的であり、職員の能力・ニーズに応じた個別指導のほか、各職場の組織目標や重点項目に沿った計画的な集合研修を実施し、職務執行能力を高め、組織目標を達成していく職場づくりを推進する。

(ウ) 職場外研修

自主研修や職場内研修だけでは充足しにくく、全体として実施した方が効果的な一般的・基本的・体系的・共通的な知識・技能・態度等を修得するため、集合研修（一般研修・特別研修）を実施する。

また、広い視野や高度な専門的能力の開発のため、専門の研修機関への派遣研修を併せて実施する。

エ さわやかサービス運動の実施

市民を温かく迎える市役所づくりの一環として、平成14年11月から「さわやかサービス運動」に取り組んでおり、職員が行政サービスを提供する上での心構えと行動指針を示した「高松市職員CSクレド（信条・志）」を作成し、その浸透を図るとともに、接遇マニュアル「高松市さわやかサービスガイド」の作成・活用や、市民サービスアンケートの実施などにより、市民満足度が高まるよう職員の意識改革を進めている。

(5) 働き方改革への取組

本市では、時間外勤務の縮減目標の設定など、長時間労働の是正に向けた、働き方改革に取り組んでいる。平成29年11月には、働き方改革を推進するリーダー宣言である、高松市版イクボス宣言「もっとイクボス」を行い、管理職員等を対象に、働き方に対する意識改革を促すため「イクボス研修」を実施している。また、時差勤務やテレワークの活用を推進するなど、働きやすい職場環境の整備を進めている。

13 職員厚生

(1) 厚生制度

ア 健康管理

職員の健康診断については、高松市職員安全衛生管理規則に基づき、疾病の予防と早期発見・早期治療を目指し、一般定期健診をはじめ各種の健康診断等を実施している。

イ 安全衛生管理

高松市職員安全衛生管理規則に基づき、安全衛生管理業務を統括管理する総括安全衛生管理者をはじめ、安全衛生管理者・安全管理者・安全管理補助者・衛生管理者・衛生管理補助者・安全衛生推進者・衛生推進者・作業主任者・作業指揮者・産業医を選任し、職場及び職員の安全・衛生管理を積極的に進めている。

ウ 職員安全衛生委員会

高松市職員安全衛生管理規則に基づき、安全衛生に関する調査審議機関として高松市職員安全衛生委員会を設置し、安全衛生問題及び講ずべき安全衛生対策の推進について調査審議を行っている。

エ 公務災害補償等

令和5年度公務災害発生状況

所属名等	件数	所属名等	件数
地域振興課	1	道路管理課	1
国保・高齢者医療課	1	建築課	1
こども保育教育課	3	市営住宅課	1
環境業務課	1	保健体育課	1
環境施設対策課	1	高松第一高等学校	1
西部クリーンセンター	2	小・中学校	1
土地改良課	2	選挙課	1
競輪場事業課	2	消防局	1
美術館美術課	1	みんなの病院	6

※ 通勤災害発生件数 4件

オ レクリエーション

(ア) 組織

諮問

市長 ←→ 高松市職員レクリエーション計画審議会

答申

構成：総務局長（委員長）ほか9人

(イ) 職員レクリエーション班（令和6年4月1日）

（文化部）書道班ほか2班（体育部）野球班ほか22班

(ウ) 令和5年度実施状況

区分	事業名	場所
文化関係	職員文化展ほか	市民交流プラザ I KODE 瓦町ほか
体育・健康増進関係	インフルエンザ予防接種助成ほか	みんなの病院ほか

(2) 福利制度

ア 互助組織

(ア) 香川縣市町村職員共済組合の事業

給付事業として短期（療養の給付・療養費など）と長期（退職年金・遺族年金など）の制度があるほか、貸付事業として普通・住宅・災害・特別などの貸付制度がある。

その他、保健・宿泊・貯金の各事業を実施し、職員とその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与している。

(イ) 香川縣市町村職員互助会の事業

厚生事業及び給付事業等を実施し、会員の福祉の増進と行政の効率的な運営に寄与している。

(ウ) 市職員共済会の事業

給付事業・職員レクリエーション事業等を実施している。

(エ) 市職員消費生活協同組合の事業

職員の生活の文化的・経済的改善向上を図るため、家庭用品・食料品の販売をはじめ、新商品の紹介などを行っている。

14 行政改革

本市では、多様化する市民ニーズや社会情勢の変化に的確かつ柔軟に対応し、効率的で効果的な行財政運営を推進するため、情報公開の徹底を図り、無駄を省くとともに、コミュニケーションを活性化して、説明責任を全うすることにより、スピード感のある行財政改革に取り組んでいる。

(1) 計画策定等の経緯

平成8年3月	「高松市行政改革計画」策定（期間：8～12年度）
11年3月	「高松市行政改革計画」策定（期間：11～13年度） ※11年4月中核市移行のため、前倒し策定
14年度	計画を1年間延長適用 ※13年度末に約2割の未実施項目が残ることから、引き続き、未実施項目の着実な実現に取り組むため
15年7月	「新高松市行財政改革計画」策定（期間：15～17年度）
16年1月	「高松市行財政改革の推進体制に関する規程」制定 （「高松市行政改革推進本部規程」を改定）
8月	「高松市行財政改革推進委員会設置要綱」制定

(「高松市行政改革推進委員会設置要綱」を改定)

平成16年9月	各種見直し基準の策定
	・高松市公民の役割分担見直し及びアウトソーシング検討基準
	・高松市外郭団体の運営等指導基準
	・高松市補助金等交付システム見直し基準
	・高松市受益者負担見直し基準
	・高松市公共施設管理運営基準
18年度	計画を1年間延長適用 ※17年度における近隣6町との合併に対応する等のため
19年7月	「第4次高松市行財政改革計画」策定(期間:19~21年度)
22年4月	「第5次高松市行財政改革計画」策定(期間:22~24年度)
25年4月	「第6次高松市行財政改革計画」策定(期間:25~27年度)
28年4月	「第7次高松市行財政改革計画」策定(期間:28~令和元年度)
令和2年3月	「第8次高松市行財政改革計画」策定(期間:2~5年度)
4年6月	「高松市受益者負担見直し基準」の改定
6年3月	「第9次高松市行財政改革計画」策定(期間:6~9年度)

(2) 第8次高松市行財政改革計画(計画期間:令和2年度~5年度)

ア 概要

本市の目指すべき都市像である「活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松」の実現に向けて、総合計画を着実に推進するためには、政策の実現を支える財政基盤を確立するとともに、効果的で効率的な行政運営に取り組む必要がある。

また、人口減少や少子・高齢化が急速に進行する中、市民や地域ニーズなどは、複雑・多様化し、今後も財政需要の増大が見込まれることから、これらの環境の変化や課題に的確に対応しながら、将来にわたり、適切な行政サービスを提供していく必要があるため、これまでの行財政改革計画の考え方や推進方針等を基本的に継承しつつ、将来を見据えた改革に取り組む、「第8次高松市行財政改革計画(計画期間:令和2年度~令和5年度)」を策定した。

同計画では、計画全体を推進する基本的な視点として、3つの視点を位置づけるとともに、本市を取り巻く社会環境等や課題に柔軟かつ適切に対応する必要があるため、3つの方針に体系化している。

<3つの改革視点>

- ① 市民の視点に立った改革
- ② 経営感覚を持った改革
- ③ 人的資源を活用した改革

<3つの取組方針>

- ① 持続可能な財政基盤の確立
- ② 効率的・効果的な行政運営と人材育成
- ③ 参画と協働によるまちづくりの推進

また、計画を推進する方策として、「業務の総点検」と「局による主体的な推進」、「プロジェクトチームによる局を越えた連携」の3つの手法により計画を推進することとしている。

イ 取組状況

令和5年度においても、「全庁的な事務事業の見直し」など、全局共通取組事項として登載した6つの実施項目に積極的に取り組むとともに、自主財源の確保等の実施項目について、局による主体的な進行管理の手法により取り組んだ。

計画期間内の目標については、決算剰余金による積増し額が財政調整基金の取崩し額を上回り、目標

を達成した。

また、財政指標については、経常収支比率は、前年度比で0.8ポイント低下したものの、目標を達成できなかったが、実質公債費比率は目標を達成した。

(3) 第9次高松市行財政改革計画（計画期間：令和6年度～9年度）

人口減少、少子・超高齢社会の急速な進行や、デジタル技術の飛躍的な発展など、本市を取り巻く環境が急激に変化し、新たな課題も顕在化している中、複雑化・高度化していく課題に対応することができ、質の高いサービス提供や、持続可能な行財政基盤の確立がこれまで以上に重要となることから、行政財改革を進める上での指針となる行財政改革計画を策定し、本市の目指すべき都市像である「人がつどい 未来に躍動する 世界都市・高松」の実現に向けて、総合計画の着実な推進を図ることとしている。

計画においては、目指す姿の実現に向けて、職員の意識改革とDXの推進を基本姿勢として、4つの基本方針に取り組むこととしている。

<目指す姿>

- ① 健全で持続可能な財政運営を行っている。
- ② 多様化・複雑化する市民ニーズや社会情勢の変化に的確に対応した市民目線の行政運営を行うことにより、質の高い行政サービスを提供するとともに、その行政運営を支える機能的な組織体制の構築と人材育成を行っている。
- ③ 多様な主体がそれぞれの特性を生かし、積極的に連携し、地域の課題解決に向けて連携・協働して取り組んでいる。

<4つの基本方針>

- ① 将来を見据えた持続可能な財政運営
- ② スマートな行政運営によるデジタル市役所の実現
- ③ 時代の変化に対応できる組織力の強化
- ④ 多様な主体との連携・協働

また、計画を推進する方策として、「業務の総点検」や「局による主体的な推進」、「プロジェクトチームによる局を越えた連携」、「スピード感のある改革のための進行管理」の4つの手法により計画を推進することとしている。

(4) 事務事業評価

行政が実施する事業の必要性や有効性・効率性などについて、客観的な数値指標で評価するとともに、その評価結果を「まちづくり戦略計画」や予算編成等に反映することを目的として、平成22年度に新たな事務事業評価システムを構築し、23年度から本市の全事業について評価を行ってきた。

28年3月には「高松市行政評価基本方針」を策定し、定量的な成果の達成度を中心に、成果に重点を置いた客観的な評価を行うこととした。また、内部管理的な事業や法令等により実施が義務づけられている事業等については「評価対象外事業」とし、評価対象の重点化を図るとともに、評価結果を図やグラフを用いて分かりやすく表示することとした。

令和6年3月には、第7次総合計画の策定に併せて、行政評価システムを改修し、「高松市行政評価基本方針」を新たに策定した。基本的には、平成28年3月に策定した「高松市行政評価基本方針」の考え方を踏襲し、「評価対象」及び「評価基準」の項目について変更している。「評価対象」については、「政策」、「施策」、「基本事業」、「事務事業」の4階層の行政評価を行っていたものを「基本事業」の名称を「取組方針」に変更し、評価を行わないこととしており、「評価基準」については、施策及び事務事業評価におけ

る総合評価の得点率に応じて、上位から15ポイント間隔の4つの区分で評価を行っていたものを、上位から20ポイント間隔の3つの区分で評価を行うこととしている。

(5) 事業仕分け・公開事業評価・外部評価

市民サービスの質の向上や業務の一層の効率化に向け、第三者の目線で事務事業の見直しを積極的に行うため、公開の場において、外部の客観的な視点から、見直しの方向性について議論する「事業仕分け」を、「業務の総点検」の一環として、自治体の事業仕分けに実績とノウハウを有する、独立・非営利の政策シンクタンク「構想日本」の協力を得て、平成21年度に県内で初めて実施した。

この事業仕分けの成果を踏まえ、その考え方や手法を参考に、本市が担うべき役割の明確化や事業の廃止・改善による経費削減、事業内容の向上などに、鋭意、取り組むとともに、職員の意識改革や情報公開の徹底、市民への説明責任の全うなどを推進してきた。

25年度からは、「事業仕分け」で得られたノウハウを生かし、より市民参加の度合いと公開性を高めた「公開事業評価」を実施し、28年度からは、「高松市行財政改革推進委員会」の知見を活用した「外部評価」を実施することとした。28年度は厳しい財政状況を踏まえ、事業の廃止・縮小など経費削減を主眼とし、29年度からは評価対象事業選定の仕組み等を見直し、経費削減を主眼とした評価に加え、より自主的な事業選定に基づく、行政側の見直しの意向や方向性を踏まえた議論・評価を実施している。

令和5年度に外部評価を実施した事業

No.	事業名	担当局（担当所属）	評価結果	検討方向
1	自主防災組織等育成事業	消防局（予防課）	改善	改善
2	自治会再生支援事業	市民政策局（コミュニティ推進課） ※令和6年度より協働コミュニティ推進課	改善	改善
3	ホームページ等管理運営事業	総務局（広聴広報課） ※令和6年度より広聴広報・シティプロモーション課	改善	改善
4	ファシリティマネジメント推進事業	財政局（財産経営課ファシリティマネジメント推進室）	改善	改善

15 防 災

(1) 東日本大震災

本市では、平成23年3月11日に発災した東日本大震災直後から支援活動を開始し、令和元年度まで、消防局による緊急消防援助隊や上下水道局による応急給水隊をはじめ、被災者を健康面から支援するため、保健師や栄養士、放射線技師を被災地に派遣した。また、被災家屋の調査など現地の行政活動を支援するため、宮城県仙台市などへ行政職の職員を派遣した。

※ 平成22年度～令和元年度 延べ285人派遣

市民から寄せられた支援物資は、香川県を通じて自衛隊の輸送手段を活用して被災地へ搬送したほか、本市独自で、親善都市である茨城県水戸市や中核市の福島県郡山市、いわき市などに計13回、本市トラックや香川県トラック協会等の協力を得て搬送した。また、平成24年度には、本市と香川県盆栽生産振興協議会が共同し、岩手県陸前高田市の仮設住宅などに松盆栽400鉢を寄贈し、25年度には、香川県中小企業家同友会が企画した被災地支援に本市も賛同し、陸前高田市にさぬきうどん店を開店した。

市民からの義援金は、計4,630件、2,450万円余りに上り、日本赤十字社を通じて被災地へ届けられ、ま

た、市内では、市民病院での透析患者や市営住宅での避難者の受入れ態勢を整えたほか、市役所1階の市民相談コーナーでは被災者の相談窓口を開設した。

(2) 平成28年熊本地震

本市では、平成28年4月14日及び16日に熊本市で最大震度7を観測した熊本地震の被災地での応急対応を支援するため職員を派遣した。

29年度には、被災した公立学校の施設復旧業務を支援するため、熊本市へ技能職の職員を派遣し、30年度には被災家屋の調査など現地の行政活動を支援するため行政職を、また、熊本城石垣復旧に係る調査業務等のため、文化財専門員を派遣した。令和元年度及び2年度には、益城町に固定資産税家屋評価等業務を支援する行政職員を、令和3年度及び4年度は、地域おこし協力隊と連携した観光やにぎわいの復興等に携わる行政職員を派遣した。

※ 平成28年度～令和4年度 延べ155人派遣

(3) 平成30年7月豪雨

本市では、平成30年6月末から7月上旬にかけて、台風第7号及び梅雨前線の影響により、西日本を中心に広範囲で大雨となり、この影響で被災した倉敷市と大洲市、宇和島市を支援するため、職員を派遣した。

※ 平成30年度～令和2年度 延べ385人派遣

(4) 令和4年福島県沖地震

令和4年3月に発生した福島県沖を震源とする地震により被害を受けた相馬市からの依頼を受け、本市では、4年5月22日から6月5日までの約2週間、地震による家屋被害の認定調査に携わる行政職員2名を派遣した。

(5) 令和6年能登半島地震

令和6年1月1日に発生した石川県で最大震度7を観測した令和6年能登半島地震の被災地を支援するため、1月6日の職員による支援物資輸送を皮切りに、避難者の健康観察業務に保健師を、DMATとして高松市立みんなの病院の医療チームを、被災家屋の被害認定調査業務に行政職職員を、避難所のごみ収集・運搬業務に技能職職員等を派遣した。

※ 令和6年1月～3月 延べ33人派遣

令和6年4月1日からは、被災地の家屋の公費解体に係る業務を支援するため、行政職職員1名を石川県珠洲市に派遣している。

(6) 防災体制

本市では、災害対策基本法に基づき、地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として地域防災計画を定め、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図っている。

防災体制の充実策として、気象情報・災害情報の把握と早期伝達などに特に配意し、県、その他防災関係機関との密接な連携を図るとともに、「地震・風水害災害発生時の職員行動マニュアル」等を作成し、災害発生時の職員動員の体制確保を図っている。

また、総合防災訓練の隔年実施や地域コミュニティ継続計画策定などにより、各機関・団体相互の協力体制の確保、自主防災組織の育成及び市民や地域の防災意識の高揚・防災力の向上を図るなど、災害時に備えた心構えや対策を進め、防災体制の充実・強化に努めているほか、防災行政無線を整備し、通信連絡体制の整備・充実を図るとともに、大規模災害発生時における各種応急復旧活動に関する人的・物的支援について、民間事業者や関係機関、自治体間で災害時応援協定を締結しており、令和5年度までに98の協定を締結している。

近い将来発生が予想される南海トラフ地震対策としては、平成23年度から令和4年度までに114か所の津波避難ビルを指定したほか、平時から各部署において非常時優先業務を特定し、災害時に適切な業務執行を行うことを目的に、平成24年4月に業務継続計画本庁用を策定し、27年4月に出先機関用を策定した。

また、29年度及び令和5年度には、県の「香川版市町BCP運用指針」の見直しや熊本地震等の課題を踏まえ、現行の組織及び人員を基に、非常時優先業務等を見直し、大規模災害発生時における本市の業務を継続する体制を確保するため、業務継続計画の修正を行った。

(7) 高松市地域防災計画

本市では、災害対策基本法第42条の規定に基づき、災害発生時の応急対策や復旧など災害に関わる事務・業務に関して総合的に定めた、「高松市地域防災計画」を策定している。

ア 計画策定・修正の経過

- 昭和39年5月 「高松市地域防災計画」策定
- 平成8年4月 震災対策編策定
- 10年3月 一般対策編第14次修正、震災対策編第1次修正、資料編作成
- 14年12月 震災対策編第2次修正
- 16年3月 一般対策編及び資料編第16次修正
- 17年3月 16年の台風災害と15年の東南海・南海地震防災対策推進地域指定に伴い、一般対策編第17次修正、震災対策編第3次修正
- 21年3月 一般対策編第18次修正、震災対策編第4次修正、資料編修正
- 24年12月 東日本大震災を経て、近い将来発生が確実視されている南海トラフに起因する大地震に備え、一般対策編第19次修正、震災対策編を地震対策編及び津波対策編に分割、資料編を参考資料として位置づけ
- 26年3月 避難所の指定、避難行動要支援者名簿に関する項目修正（第20次修正）
- 27年5月 県南海トラフ地震（第4次公表）の反映、減災の考え方を基本に、避難勧告等の判断基準の見直し、大規模災害時の物流拠点計画などを盛り込み修正（第21次修正）
- 29年11月 洪水・高潮・雨水出水の浸水想定区域への対応や、27年関東・東北豪雨災害等を踏まえた対応の強化を図るとともに、28年熊本地震において顕在化した課題等に対応するため、減災の考え方を基本に修正（第22次修正）
- 令和2年3月 南海トラフ地震臨時情報発表時の香川県内における防災対応方針を踏まえた取組を追記するとともに、30年7月豪雨や大阪府北部地震等を踏まえ修正（第23次修正）
- 3年7月 避難所等における新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症対策について追記するとともに、受援計画を作成し、地域防災計画内に位置づけ（第24次修正）
- 4年3月 災害対策基本法の改正を踏まえ、避難情報の発令基準を見直すとともに、個別避難計画の作成に係る記載等について修正（第25次修正）
- 5年3月 災害対策基本法の改正や最近の施策の進展、避難情報に関するガイドラインの更新等を踏まえ、広域避難に関する事項を追加修正し、各施策及びガイドラインの内容を反映（第26次修正）
- 6年3月 防災基本計画や県地域防災計画の見直しを受け、災害対応の充実・強化を盛り込む修正を行うとともに、物資等の備蓄伽調達体制の整備につき、過去の災害等の経験も踏まえて行うことを明記（第27次修正）

イ 計画に基づく取組

- 平成9年度 防災アセスメントを基に、地域の災害危険性や個別の対応策を検討する地区別防災カルテ及び災害の発生要因と抑止要因を全市域の地図に集約した防災マップの作成
- 10年度 避難所、避難路、防災関係機関等や災害発生時の心得を掲載した避難マップの作成
- 19年度 津波・高潮・洪水などの浸水想定区域、土砂災害の危険箇所や避難所など、避難の判断に関する情報等を掲載した防災マップの作成
- 21年度 高松市災害時指定職員に関する要綱の制定
- 26年度 県が公表した香川県地震・津波被害想定などに基づく防災マップの作成
- 令和2年度 高松市災害時指定職員に関する要綱の改正
洪水ハザードマップ（想定最大規模）の作成

(8) 災害対策本部及び水防本部

本市において相当規模の災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合には、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、災害対策本部を設置して被害の防御、軽減及び災害発生後における応急対策の迅速かつ的確な推進を図っている。

また、気象状況の通知を受けたとき、または洪水・高潮等の危険が発生し必要と認めるときには、水防法及び高松市水防計画に基づき、水防本部を設置し、洪水・高潮等による水災を警戒・防御することにより、被害の軽減に努めている。

ア 体制の経過

- 平成16年度 台風16号による高潮被害、台風23号による豪雨災害[※]の2度にわたる災害救助法の適用などを受け、災害対策本部の体制等を見直した。
- 17年度 庶務課内に防災対策室を新設し、災害予防、災害対応等に専門的に対応できるよう体制の強化を図った。
- 20年度 総務部危機管理課を新設し、関係部署、機関等と連携した危機管理体制の確立を図った。
- 30年度 高松市防災合同庁舎（危機管理センター）を新設するとともに、危機管理課と消防及び災害対策本部などを同一施設内としたほか、災害対策本部にて迅速な災害対応を図るため、リアルタイムで水位・潮位を確認できるICTを導入するなど、さらなる危機管理体制の確立を図った。
- 令和元年度 河川や沿岸部への監視カメラやアンダーパス冠水状況の災害対策本部への通信装置を設置した。

※ 平成16年台風16号及び23号による被害状況

台風の名称	死者	全壊	半壊	床上浸水		床下浸水	
16号（8月30日）	2名	0戸	0戸	3,810戸	8,890人	11,751戸	25,531人
23号（10月20日）	1名	4戸	11戸	1,352戸	3,662人	4,313戸	10,514人

(9) 指定避難所

本市では、災害発生時における市民の安全避難を考え、小学校、中学校、高等学校及びコミュニティセンター等を避難所に指定し、高齢者等避難、避難指示と同時に避難者を円滑に収容できるよう努めるとともに、避難所表示看板を設置した。

また、災害時に市民が適切かつ迅速な行動がとれるよう、広報紙、ホームページ等に掲載し、PRに努めるなど、広く市民に周知徹底を図っている。

平成26年度には、災害対策基本法の改正により、従来の避難所を指定緊急避難場所と指定避難所の2種類に区分し、令和6年度には、要配慮者のうち乳児、妊産婦とその家族を受入対象者に特定して、市有施設を指定福祉避難所として新たに指定した。現在、指定緊急避難場所193か所、指定避難所161か所（指定一般避難所154か所・指定福祉避難所7か所）を指定している。

(10) 災害時緊急物資備蓄事業

平成25年度に香川県が公表した「香川県地震・津波被害想定(第二次公表)」によると、南海トラフを震源とする最大クラスの地震が発生した場合には、避難所への避難者数が高松市内で4万3,000人に達するとされており、従来を大きく上回る備蓄が求められている。そこで、26年度に高松市災害時緊急物資備蓄計画を見直し、27年度から3年間かけて、緊急物資の備蓄数量・品目、備蓄場所等を、大幅に拡充することとした。

備蓄場所については、施設の耐震性、耐水性や地域性を考慮し、指定避難所となっている小学校などを選定している。

ア 計画備蓄量 51,600人分

イ 備蓄場所 小・中学校(跡施設含む)、コミュニティセンター等139か所

ウ 備蓄状況

(6.4.1現在)

区分	毛布類	タオル	アルファ米	乾パン等 その他主食	保存水	粉ミルク	ほ乳瓶
計画量	21,500枚	43,000枚	51,600食	25,800食	77,400ℓ	32.8kg	600本
現備蓄量	21,680枚	43,150枚	51,850食	25,780食	77,520ℓ	33.75kg	600本

区分	紙おむつ	生理用品	トイレット ペーパー	ポリエチレン 手袋	ごみ袋	ビニール ラップ	食器 セット
計画量	5,160枚	1,400 パック	155セット	155セット	155セット	155セット	2,500 セット
現備蓄量	7,456枚	1,401 パック	176セット	155セット	176セット	158セット	2,499 セット

区分	紙コップ	間仕切り	テント	ユニバーサル トイレ	オストメイト 専用トイレ	マスク	手指消毒液
計画量	7,000個	1,540張	154張	77基	10基	129,000枚	840ℓ
現備蓄量	7,100個	2,060張	154張	77基	10基	129,000枚	840ℓ

区分	キッチン ペーパー	ハンド ソープ	養生テープ	巻尺	フェイス シールド	非接触型 体温計	雨合羽
計画量	334ロール	591個	501個	167個	668個	172個	334着
現備蓄量	336ロール	591個	510個	167個	668個	172個	334着

(11) 防災行政無線

本市では、地域における防災や応急災害復旧等に関する業務に使用する防災行政無線等を整備し、迅速かつ的確な情報収集・伝達体制を構築している。

ア 整備経過（塩江町はCATVを整備）

- 平成18年度 旧高松市のデジタル式同報系防災行政無線の整備（～19年度）
- 22年度 合併町のデジタル式同報系防災行政無線の電波伝搬調査及び基本設計の策定
- 23年度 合併町のデジタル式同報系防災行政無線の実施設計完了
- 24年度 合併町のデジタル式同報系防災行政無線の整備工事（～27年度）
- 25年度 MCA無線（移動系無線）の配備開始（～28年度）
- 26年度 防災ラジオの普及開始
- 令和2年度 防災合同庁舎屋上に屋外拡声子局を整備（～3年度）

(12) 南海トラフ地震防災対策推進地域

平成26年3月28日、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、国から南海トラフ地震防災対策推進地域の指定を受けた。

(13) 消防防災体制の充実

自主防災組織及び自主防災組織連絡協議会に関する事業は、令和6年度から危機管理課で実施している。

ア 自主防災組織の結成状況

阪神淡路大震災や東日本大震災、異常気象による大規模化する風水害、近い将来、発生が確実視される南海トラフ地震など、防災に対する市民の関心は、かつてないほど高まりを見せている。本市では、地域における災害対応力の向上を図るため、「自分たちのまちは、自分たちで守る」との理念の下、自主防災組織の結成を積極的に促進し、平成26年度末までに活動カバー率100%を達成した。

※ 令和5年度末で、1,511組織の自主防災組織が結成されている。

イ 自主防災組織連絡協議会の設置

平成13年9月に自主防災組織連絡協議会を設置し、組織間の相互連絡と調整を図る中で、自主防災意識の啓発活動及び自主防災能力の向上に努めるとともに、全市的な拡大促進に努めている。

16 国民保護計画

国の武力攻撃事態対処法や国民保護法の制定に伴い、国民保護に係る基本指針及び県国民保護モデル計画が策定されたことを受け、香川県が平成18年3月に香川県国民保護計画を策定した。

本市においても、18年3月に「高松市国民保護協議会条例」及び「高松市国民保護対策本部及び高松市緊急処理事態対策本部条例」を制定するとともに、18年度には市長を会長とする高松市国民保護協議会を開催し、その協議内容を踏まえる中で、国の基本指針や香川県国民保護計画に基づき、19年3月に高松市国民保護計画を策定した。

17 危機管理指針・緊急事態等対処計画

本市では、台風・地震などの自然災害等に対応するための高松市地域防災計画と、武力攻撃事態等に対応するための高松市国民保護計画を策定し、危機に備えているが、近年、新型インフルエンザなどの感染症や環境汚染といった市民生活等に重大な被害を及ぼす事件・事故などへの対応が求められていることから、平成22年3月に高松市緊急事態等対象計画を策定するとともに、これらの災害・事件全般に的確に対応するため全庁的な対応方針等を示す、高松市危機管理指針を策定した。

18 情報政策

(1) 情報システム、情報ネットワーク及び情報セキュリティ

本市では、昭和42年に委託による電子計算処理を開始し、その後、電子計算組織の効率的利用及びプラ

イバシー保護等の観点から、56年に電子計算組織を自己導入し、57年2月から住民記録などの処理を開始している。

その後、61年度から平成9年度まで、3次にわたる「高松市電子計算組織等の利用に関する基本計画」に基づき、財務処理をはじめ、国民年金事務処理や証明書の自動交付など、新規適用事務のシステム開発を順次行ってきたほか、7年度から12年度までの「高松市地域情報化計画」、10年度から14年度までの「高松市行政情報化計画」、15年度から19年度までの「高松市行政情報化計画Ⅱ e - 高松(^o^)[えがお]プラン」及び20年度から24年度までの「高松市情報化推進計画」を策定し、全ての市民が情報化の恩恵を享受・実感できる地域情報化の推進と簡素で効率的な行財政システムの構築を行った。

また、12年1月に市役所庁内LANを、13年1月に出先機関を含むWANを整備し、15年7月に情報セキュリティの強化のため、情報セキュリティ基本方針と情報セキュリティ対策基準により構成された「高松市情報セキュリティ方針」を策定し、18年8月に各所属の情報セキュリティ実施手順の作成を完了し、より一層のセキュリティ強化を図った。

また、16年12月に、ほとんどの手続を電子的に行うことができるようにする「高松市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を制定し、電子申請・届出の対象手続き拡大を推進したほか、17年9月、18年1月の近隣6町との合併に伴いシステム統合、ネットワーク接続を実施した。

また、19年9月から財務や庶務管理などの内部系システムの最適化に着手し、21年度には内部事務の簡素・効率化を実現してきたほか、20年3月に策定した「高松市情報化推進計画」を基に、より効率的な情報処理システムの構築を目指して、22年3月に「高松市情報システム最適化計画」を策定し、住民記録、税、保険料、福祉、保健などの住民情報システムの最適化を実施した。

また、設備の老朽化した庁内ネットワークについて、26年度に再整備計画を策定し、27年度から庁内ネットワークの再整備に着手し、29年度に完了したほか、国から通知された「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化について」の内容を踏まえ、29年2月に、インターネットの分離など、ネットワークの見直しを行い、29年4月に、かがわ情報セキュリティクラウドに参加した。30年5月に、本庁舎から、防災合同庁舎（危機管理センター）に拠点を移し、一層の耐震化・強靱化を図った。

また、基幹業務システムの運用コスト削減、自然災害対応やセキュリティ強化を目的に、令和2年10月に、近隣の中核市である倉敷市、松山市と「せとうち3市（倉敷市・高松市・松山市）自治体クラウドの推進に係る協定」を締結し、自治体クラウドの取組を開始したが、3年9月に、地方公共団体の業務フローや利用機能・帳票を統一し、調達コストの削減、IT人材不足の解消、住民サービス向上及び行政の効率化を進めることを目的とした「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が施行されたことから、現在は、基幹業務システムの統一・標準化及びガバメントクラウドへの対応に取り組んでいる。

ア 情報システム適用事務の状況

事務名	開始年月	事務名	開始年月
住民記録 印鑑登録	昭和57年 2月 平成14年 7月 (再構築) 平成24年 7月 (標準化) 令和 6年 1月	介護保険	平成12年 4月 (再構築) 平成26年 4月
国民年金	昭和57年 3月 (再構築) 平成26年 4月	後期高齢者医療	平成20年 4月 (再構築) 平成26年 4月
国民健康保険	昭和57年 4月 (再構築) 平成26年 4月	高齢者福祉	平成 5年 4月 (再構築) 平成26年 4月
市県民税 税収納管理	昭和57年 5月 (再構築) 平成25年 1月	障害者福祉	平成 4年 4月 (再構築) 平成26年 4月
法人市民税	昭和57年 2月 (再構築) 平成25年 1月	生活保護	平成 5年 3月 (再構築) 平成22年 8月
事業所税	平成 3年 3月 (再構築) 平成25年 1月	保育料	平成 6年 4月 (再構築) 平成27年 4月
固定資産税 軽自動車税	昭和57年 3月 (再構築) 平成25年 1月	母子寡婦福祉資金	平成11年 4月 (再構築) 平成26年 4月
市営住宅管理	昭和62年 3月 (再構築) 平成27年 4月	児童手当等 福祉医療	昭和58年 4月 (再構築) 平成26年 4月
中小企業勤労者福祉 共済	昭和58年 4月 (再構築) 平成27年 8月	児童相談	平成26年 4月
農地基本台帳管理	平成元年 8月 (再構築) 平成27年 4月	健康管理	平成18年10月 平成26年 4月
公金収納	平成22年10月	学事情報	平成 8年 6月 (再構築) 平成27年 4月
共通基盤	平成24年 4月	人事管理	昭和58年 4月 (再構築) 平成27年10月
文書管理	平成17年 4月	庶務管理	平成21年 4月 (再構築) 令和 2年 1月
財務会計	平成21年10月	行政評価	平成21年 5月
被災者情報	平成25年 4月 (再構築) 令和 2年 4月	選挙人名簿管理	平成13年 7月 平成23年 5月 (標準化) 令和 6年 1月

※ 社会保障・税番号制度への対応に伴うシステム改修については、平成26～28年度において、おおむね終了している。

イ 情報ネットワーク利用の状況

(6.4.1 現在)

機器名	台数 (台)
ネットワーク用パソコン	4,200

ウ 情報セキュリティ研修

全職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施するとともに、情報セキュリティハンドブックを作成し、職員の情報セキュリティの意識の向上に努めている。

(2) 超高速情報通信網管理運営事業

平成20年度から、全ての市民が情報化の恩恵を受けられるよう、旧高松市地域と合併町地域との地理的
情報格差を是正するため、合併以前にケーブルテレビが整備されていた塩江町を除く牟礼町・庵治町・香
川町・香南町・国分寺町へのケーブルテレビ網及び超高速情報通信網整備を進めるとともに、西植田町、

東植田町等、旧高松市の未整備エリアの解消にも努めた。

塩江ケーブルネットワークについては、設備老朽化等に伴う再整備を超高速情報通信網整備推進事業として位置づけ、25年3月に再整備基本計画の策定を行い、27年度に再整備を完了した。

また、令和2年度から整備を行った女木島、男木島の超高速情報通信網については、4年3月に整備を完了し、そのうち、公設民営方式で整備した男木島の設備について維持管理を行っている。

(3) スマートシティの推進

本市では、ICT・データの活用と、産学民官の多様な主体との連携により、様々な地域課題の解決を図る「スマートシティたかまつ」の実現に向けて、IoT共通プラットフォームを構築するとともに、産学民官の多様な主体が参画する「スマートシティたかまつ推進協議会」と連携しながら、防災・観光・福祉・交通など、様々な分野での取組を推進している。

平成31年3月には、「官民データ活用推進基本法」に基づき、官民データの活用に関する施策を、総合的かつ効果的に推進するため、本市ならではの特色を盛り込んだ、ICT施策の総合的な指針として「スマートシティたかまつ推進プラン」を策定し、さらに、令和4年3月には、社会情勢の変化や各事業の成果、新たに生じた課題等を踏まえ、「スマートシティたかまつ」第2ステージの実現を目指し、プランの改定を行った。

また、市民や多様な主体によるデータの利活用を推進するため、本市が保有するデータは、原則として全てオープンデータ化することなどの方針を示した「オープンデータの推進に関する取組方針」を策定し、オープンデータサイトを開設するとともに、自由にデータを利活用できる実証環境を構築し、それらを活用した人材育成にも取り組んでいる。

令和2年度からは、本市のIoT共通プラットフォームを綾川町及び観音寺市と防災分野において共同利用を進めているほか、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を目指し、スマートシティたかまつ推進協議会での実証を踏まえ、4年度から、地域コミュニティ協議会単位でのデジタルデバイドの解消に向けた取組を進めている。

また、スマートシティの実現に向けたこれまでの取組をさらに一段先に進めるため、令和3年4月に、スーパーシティ型国家戦略特別区域の指定に向け、本市のスーパーシティ構想をとりまとめており、目指す都市像を「フリーアドレスシティたかまつ」として掲げ、「防災」、「交通・物流」、「健康・介護」、「エネルギー」、「家計DX」、「学び」、「離島」の7分野において、10の先端的サービスを提案した。

「フリーアドレスシティたかまつ」で掲げたサービスのうち、令和4年度に、「高松版ベースレジストリ」と「わたしのデジタル財布」、5年度に、「放課後FACTORY」について、国のデジタル田園都市国家構想に係る交付金の採択を受け、一部、社会実装を行った。

(4) 行政手続のデジタル化

本市では、スポーツ施設等の予約手続について「かがわ電子自治体システム」を、その他の行政手続においては、国の運営するマイナポータル上で提供されるマイナンバーカードを利用した「ぴったりサービス」及び行政手続デジタル化ツール「LOGOフォーム」を利用し、手続のオンライン化を推進している。

令和2年9月には、さらなる行政手続のデジタル化を推進するため「スマートシティたかまつ推進協議会」内に設置した「デジタル・ガバメント推進特別ワーキンググループ」により、行政手続の棚卸調査を実施した結果、押印が必要な手続が7割程度あるほか、添付書類の原本が必要な手続が3割程度、対面が必要な手続が4割程度あるなど、デジタル化に向け障壁となる課題が明らかになった。3年5月には、この棚卸調査の結果を全庁に公表するとともに、デジタル化に向けた対応方法などを示した「高松市DXを実現するための基本方針」を策定し、全庁的に行政手続のデジタル化を推進しており、同年中に押印等義

務付けの見直しを行い、行政手続の8割程度の押印を廃止した。4年度からは、デジタル人材の育成を目的として、DX人材育成研修を開始した。市長を含めた幹部職員向けの講義型研修、業務担当職員向けワークショップや汎用申請フォームのハンズオン研修、エクセル等のツール研修など、様々な研修を実施している。また、4年度には、事業や手続ごとに個別に周知・公開されていたオンライン申請について、オンライン申請ができる手続を一元的に表示するポータルサイト「たかまつデジタル市役所」を公開し、5年度には市民課、納税課窓口キャッシュレス決済を導入するなど、行政手続のデジタル化を推進している。

ア 公共施設予約及び電子申請・届出一覧

(6.6.12現在)

システム名	手続名称
公共施設予約	スポーツ施設予約、文化施設予約、斎場予約、会議室予約
インターネット蔵書予約	市立図書館の蔵書検索・予約
かがわ電子入札システム	入札参加資格審査の申請・変更届、電子入札
ぴったりサービス	児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求、児童手当等の額の改定の請求及び届出、保育に関する支給認定の申請、保育施設等の現況届、妊娠の届出、要介護・要支援認定の申請、要介護・要支援更新認定の申請、名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票等の投票用紙等の請求、防火・防災管理者選任（解任）届出、消防計画作成（変更）届出、転出届・転入（予約）など44件
汎用電子申請フォーム等	臨時・粗大ごみ受付フォーム、令和6年度高松市がん検診受診券再発行等申請など82件

19 統計

(1) 受託統計調査

令和5年度は、次の統計調査を実施した。

調査名	実施年月日	根拠	調査区分
学校基本調査	5. 5. 1	基幹統計調査	全数
経済センサス-基礎調査（乙調査）	5. 6. 1	基幹統計調査	全数
住宅・土地統計調査	5. 10. 1	基幹統計調査	抽出
漁業センサス	5. 11. 1	基幹統計調査	全数
香川県人口移動調査	毎月	県条例、調査規程	全数

(2) 統計調査員確保対策

統計業務の円滑な推進に向けて、ホームページの内容を見やすくし、「たかまつデジタル市役所」からも登録申請を可能にするなど高松市登録調査員の確保に取り組んでいる。

20 マイナポイント事業

本市では、令和元年10月の消費税率引き上げに伴う反動減対策として、国のマイナンバーカードを活用した消費活性化策（以下、「マイナポイント事業」という。）に必要となる利用環境を2年4月より整備した。

マイナポイント事業では、本庁舎及び市民サービスセンター、各総合センターにマイナポイント申込み支援ブースを設置したほか、令和4年度には、夏休み期間中に大型商業施設などに出張申請ブースを設置した。

さらに、5年3月から事業終了の5年9月まで、市内各所の出張申請ブースを瓦町FLAGに移転・集約し、土日も開設するなど、より市民が利用しやすいような支援窓口の整備を行った。また、SNS、ポスター・チラシなどの広報手段を活用し、マイナポイント事業の周知啓発に取り組んだ。